

日本土地家屋調査士会連合会ホームページ運用要領

(目的)

第1条 この要領は、日本土地家屋調査士会連合会ホームページ（以下「HP」という。）の運用及び利用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 HPは、日本土地家屋調査士会連合会（以下「連合会」という。）の各種情報を会員および社会一般に提供するものとする。

(機器)

第3条 HPの運営に必要な機器の導入及び管理は、総務部が所管する。

(運営)

第4条 HPの構成及びデザイン等の作成、トップページの運営及び管理は、広報部が所管する。

2 前項のほか、HPの各ページの運営及び管理の各部の分掌は、別表による。

3 HPのシステム管理及びメールアドレス・会員ID・暗証番号の発行の事務は、連合会事務局長が行う。

(情報の作成)

第5条 前条第2項の各ページに記載する情報は、分掌した各部等が作成する。

2 各部等が作成した情報のHPへの記入、更新及び削除は、各部等の申し出により、広報部長が行う。

3 広報部長は、前項のHPの更新等の補助業務を行う者を連合会事務局職員から選任し、当該事務を行わせることができる。

(HPへの掲載、更新及び削除)

第6条 前条第2項の申し出の要領は、次による。

(1) 代表者名（部長名等）

(2) 申請者の連絡先（メールアドレス等）。ただし、役員名簿等により連絡先が明らかであるときは、連絡先の記載を要しない。

(3) 具体的掲載内容及び掲載期間並びに修正及び削除等の詳細

(会員の広場)

第7条 「会員の広場」とは、連合会の役職員等、土地家屋調査士会（以下「調査士会」という。）の役職員及び調査士会の会員（以下「会員」という。）のみが利用できる専用HPであり、下記に分類する。

(1) 会員への各種情報伝達ページ

(2) 会員専用掲示板

(リンクの制限、基準)

第8条 他のホームページからHPにリンクする申込み又は掲載の申込みを受けた者は、運用責任者に報告し、その決裁を受けなければならない。

(外部向けHPへの掲載禁止事項)

第9条 外部向けHPには、次に掲げる内容のものは掲載を禁止する。

- (1) 法令又は条例、会則および諸規定に違反し、又は違反のおそれのあるもの。
- (2) 連合会、調査士会及び土地家屋調査士の品位を欠く、又はそのおそれのあるもの。
- (3) 虚偽及び誇大記述内容、又はそのおそれのあるもの。
- (4) 著作権、知的所有権等を侵害するおそれのあるもの。
- (5) 特定の個人の営利目的での利用、又はそのおそれのあるもの。
- (6) 特定の個人及び組織等を誹謗中傷する内容、又はそのおそれのあるもの。
- (7) 政治活動、宗教活動及び選挙運動等これらに類似するもの。
- (8) 公序良俗に反するもの。
- (9) その他運用責任者、理事会が掲載を不相当と判断したもの。

(会員の広場における禁止事項)

第10条 「会員の広場」の利用には、次に掲げる行為を禁止する。

- (1) 第7条に掲げる者以外の利用
- (2) 同一人物による成りすまし
- (3) 虚偽、中傷、誹謗及び風説の流布等の意見投稿
- (4) 犯罪行為に関する情報の投稿又はこれに類する行為
- (5) 他人の信用、名誉及びプライバシーを侵害する行為
- (6) 他人の著作権、肖像権その他の権利を侵害する行為
- (7) 宗教的及び政治的な勧誘行為
- (8) 業務に関しない営利を目的とした情報又は営利的色彩を帯びた行為
- (9) 会員の広場の運用及び利用を妨げる行為
- (10) その他運用責任者が不適切と認めた行為

(HPの内容の修正及び削除等)

第11条 運用責任者は、前2条の規定に該当する場合、または個人情報保護に関する法律に抵触すると思料するとき及び運用責任者がHPへの掲載を不相当と判断したときは、予告することなく、HPの修正及び削除をすることができるものとする。

(免責事項)

第12条 連合会は、HPによって生じた損害については、一切の責任を負わないものとする。

(要領に定めなき事項)

第13条 HPの運用に関し、この要領に定めなき事項は、総務部長と広報部長が協議して決定するものとする。

(要領の改廃)

第14条 この要領の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この要領は、平成23年2月17日から施行する。

HP分掌申し合わせ

HPの運用及び利用に関して、各部の分掌を以下のとおり申し合わせる。

(1) トップページ 外部向けHP	
①写真、Flash等	広報部・事務局
②What's New～お知らせのタブ	総務部・広報部・事務局
③日調連の概要	総務部
④日調連の活動	
シンポジウム・講演会	広報部
出版物のご紹介	広報部
会報「土地家屋調査士」	広報部
書籍のご案内	広報部
パンフレット・チラシなど	広報部
オンライン登記申請	オンライン登記推進室
意見書等(準備中)	総務部
会議	総務部
会員研修案内	研修部
その他	総務部
歴史的資料類及び慣習等の調査結果	研修部
日調連研究所(準備中)	研究所
日調連ADRセンター(準備中)	社会事業部
日調連データセンター技術センター(準備中)	業務部
⑤日調連認証局(電子証明書)	認証局、事務局
⑥ADR境界問題相談センター	社会事業部
⑦相談Q&A	広報部
⑧土地家屋調査士とは?	広報部
⑨不動産表示登記って!	広報部
⑩全国の土地家屋調査士会、リンク集	広報部、総務部、事務局

- ◇ 総務部と広報部は協力して最新のお知らせのページを分掌する。
- ◇ 全国の土地家屋調査士会、他のリンクは、総務部と広報部、事務局により管理する。

(2) 会員の広場	
①Eメールマンスリー	広報部
②連合会からの伝達関係	各部、各委員会
制度対策本部(準備中) 総務部 財務部(準備中) 業務部 研修部 広報部 社会事業部 日調連研究所(準備中) 日調連 ADR センター(準備中) 日調連技術センター(準備中) 日調連共済会(準備中) 各種統計資料	
③オンライン申請関係	オンライン登記推進室
④会員に役立つツール関係	広報部
⑤紹介コーナー	広報部
⑥セミナー情報	広報部

会員及び会員外からの質問等は、総務部が掌握し、次の各号に従って対応する。

- (1) 上記申し合わせにより各部等が分掌するページに関する質問等は、分掌した各部等が対応する。
- (2) ウェブマスター宛あるいは宛先が明確でない電子メールは、総務部が対応する。ただし、委員会は電子メールの内容により、各部又は事務局にその対応を一任することができる。
- (3) 業務部は、不動産の表示に関する登記の質問に対応する。
- (4) 総務部は、前各号以外の質問に対応する。